

事業評価書（事後）

平成21年8月

評価対象（事業名）	生活保護受給者等就労支援事業			
主管部局・課室	職業安定局就労支援室			
関係部局・課室	職業能力開発局、社会・援護局及び雇用均等・児童家庭局			
関連する政策体系				
基本目標	IV	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること		
施策目標	3	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること		
施策目標	3-1	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること		
個別目標	4	就職困難者等の円滑な就職等を図ること		

1. 現状・問題分析

事前評価実施時における現状・問題分析（平成17年度）					
①現状分析 生活保護の動向については、平成7年度以降、保護率が急激に上昇し、平成16年度には保護率が11.1%となって、第2次石油危機時（昭和54～58年）の水準に近づいており、被保護世帯数は過去最高の99万8,882世帯に達している。また、児童扶養手当受給者の状況については、平成17年度3月末で911,852人となっており、平成10年度から急速に上昇している。					
②問題点 生活保護受給者及び児童扶養手当受給者については、その抱える問題が多様化しており、また受給期間が長期化する者が少なくないことから、就労の場から離れている者が多く、その自立を支援するためには、福祉事務所とハローワークとの連携が課題である。					
③問題分析 福祉事務所は、生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対する自立支援を行うものの、就労支援についてのノウハウ等の蓄積が十分でないことから、ハローワークが福祉事務所と連携して就職を支援していくことが重要となる。					
④事業の必要性 生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、就労・自立の意欲が一定程度以上となった者に対し、就労に向けた重点的な支援を行い就職の実現につなげ、生活保護及び児童扶養手当への依存からの自立を支援することが必要である。					
事後評価実施時（現在）における現状・問題分析					
①現状分析 生活保護の被保護世帯数は、平成19年度において、110万5275世帯となっており、過去最高となっている。また、児童扶養手当受給者の状況についても、平成19年度末において、955,941人となっており依然増加している。					
②問題点 昨年から続く雇用失業情勢の悪化のため、生活保護申請等は増加傾向に在る。					
③問題分析 福祉事務所とハローワークの連携は図られているところであるが、厳しい現状に対応するため、体制整備を実施し、よりきめ細やかな就労支援を行うことが重要である。					
④事業の必要性 生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、就労・自立の意欲が一定程度以上となった者に対し、就労に向けた重点的な支援を行い就職の実現につなげ、生活保護及び児童扶養手当への依存からの自立を支援することが必要である。					
現状・問題分析に関連する指標					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 被保護実世帯数	998,887	1,041,508	1,075,820	1,105,275	1,192,745
2 児童扶養手当受給者数	—	936,579	955,741	955,941	969,261

(調査名・資料出所、備考)
 (調査名・資料出所、備考)
 「平成20年度社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」(厚生労働省統計情報部調べ)による。

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所
 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
 その他()

(2) 事業の内容(概要)

ハローワークが中心となって、福祉事務所と連携して、就労・自立の意欲が一定程度以上ある生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対して、以下のような就労支援事業を実施する。

(1) 就労支援コーディネーターによる支援メニューの選定等

ハローワークに就労支援コーディネーターを配置して、ハローワークの責任者等とともに「就労支援メニュー選定チーム」を構成し、対象者と個別に面接を行う等により、本人の希望、経験、能力等を勘案しつつ、適切な就職支援メニューを選定し、振り分けを行うことで、具体的な就労へ向けて、対象者の誘導等を行う。

(2) 就職支援ナビゲーターによる就職支援

ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、きめ細かな就職支援を担当者制により一貫して行う。

(3) 予算

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他()					
予算額(単位：百万円)	H18	H19	H20	H21	H22
	996	983	1,107	1,145	1,496
※「H22」については予算概算要求額					

3. 事前評価実施時における目標・政策効果が発現する時期

事業の目標	
・就職率	
・支援対象者数	
政策効果が発現する時期	

4. 評価指標等

アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 生活保護受給者等就労支援事業における支援対象者数に占める就職者数の割合(%) (57%以上/20年度)	-	41.4 (3,083)	60.8 (6,190)	54.3 (6,741)	53.8 (7,153)
	-	(7,455)	(10,181)	(12,422)	(13,288)
	【-%】	【-%】	【152%】	【98%】	【94%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：事業実施主体提出の事業実施結果報告書(職業安定局調べ)による。 備考： ・生活保護受給者等就労支援事業は、平成17年度に事業を開始した。 ・中段(括弧内)は就職者数、下段(括弧内)は支援開始者数(平成19年度以降は支援対象者数)である。					
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					

(整理番号9)

	H16	H17	H18	H19	H20
1 生活保護受給者等就労支援ナビゲーターの相談件数(件) (前年度以上/平成20年度)	- 【-%】	16,233 【-%】	31,157 【-%】	29,440 【94%】	47,421 【161%】
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：事業実施主体提出の事業実施結果報告書（職業安定局調べ）による。 備考： ・平成17年度は平成17年6月～平成18年3月。					

5. 事前評価の概要

必要性の評価	
行政関与の必要性の有無（主に官民の役割分担の観点から）	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他
(理由) 生活保護受給者については、経済・雇用情勢及び高齢化の進展等の影響を受けて増加し、児童扶養手当受給者についても、離婚の増加等の影響を受けて増加しており、社会問題となっている。就労による自立を促進することは、生活保護受給者等の社会参加を促進することであることから、行政が関与し、適切な支援を行う必要がある。	
国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から）	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他
(理由) 就職が難しい生活保護受給者等に対する就労支援は、福祉事務所とハローワークが緊密な連携をして実施することが重要であり、国の関与が不可欠である。	
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 否
(理由) 本事業は、一般の者に比べ特に就職の困難な者に対する就労支援であり、国のセーフティネットとしてあらゆる職業紹介を取り扱い、専門的なノウハウも有するハローワークにおいて実施することが適当である。	
緊要性の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(理由) 生活保護受給者数は、平成11年度に100万人だったものが、平成16年度には142万人と増加している。また、児童扶養手当受給者も平成17年3月で91万人おり、最近大幅に増加している。生活保護受給者等の就労支援についても、早急な対応が必要である。	
有効性の評価	
政策効果が発現する経路 ハローワークが中心となって、福祉事務所と連携して、就労・自立の意欲が一定程度以上ある者を選択 → 担当制による職業相談、公共職業訓練の受講あっせんなどの就労支援事業を実施 → 生活保護受給者等の自立	
これまで達成された効果、今後見込まれる効果 本事業を実施することにより、生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対する就労が促進され、より多くの受給者の就労による自立が期待される。	
政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項 特になし。	
効率性の評価	
手段の適正性 生活保護受給者等の自立のために必要な就労支援のため、生活保護受給者等の自立支援を実施する地方公共団体の福祉事務所と国の職業紹介機関であるハローワークが連携して実施する本事業は、手段として適正である。	
費用と効果の関係に関する評価 国及び地方の財政負担の観点から、生活保護受給者及び児童扶養手当受給者の就労による自立は大きな効果が期待されるため、本事業は費用対効果の観点からも効率的である。	
他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
特になし。	

6. 事後評価の内容

(1) 有効性の評価

政策効果が発現する経路（投入→活動→結果→成果）
<投入> ハローワークが中心となって、福祉事務所と連携して、就労・自立の意欲が一定程度以上ある者を選択
↓
<活動> 担当制による職業相談、公共職業訓練の受講あっせんなどの就労支援事業を実施
↓
<結果> 生活保護受給者等の安定した就労
↓
<成果> 生活保護受給者等の就労による自立
有効性の評価
生活保護受給者等就労支援事業における支援対象者数に占める就職者数の割合については目標に届かなかったものの、支援対象者数及び就職者数は年々増加していることから、就労による自立を支援する施策として有効であると評価できる。 今後は、目標達成のため、体制整備を行い自立支援プログラムを実施する地方自治体と就労支援を実施する国が相互の連携を一層強化する必要がある。
事後評価において特に留意が必要な事項

(2) 効率性の評価

効率性の評価
平成20年度の支援対象者数に占める就職者数の割合は53.8%であり、目標の57%には、わずかに届かない結果となった。 本事業の支援対象者が年々増加している中で、就職者数も増加していることから、福祉事務所とハローワークの連携により、生活保護受給者等の就労支援が効率的に行われたものと評価できる。一方で、目標には届かなかったことから、今後は、体制整備を行い自立支援プログラムを実施する地方自治体と就労支援を実施する国が相互の連携を一層強化する必要がある。
事後評価において特に留意が必要な事項

(3) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

--

(4) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

7. 特記事項

①国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む。）の該当 (1) 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 (2) 具体的記載
②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当 (※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。) (1) <input checked="" type="checkbox"/> 有・無

(2) 具体的内容

「成長力底上げ戦略」(平成19年2月15日)における『「福祉から雇用へ」推進5カ年戦略』に「支援対象者(生活保護・母子世帯)の就職率を平成21年度までに、60%に引き上げ」と記載。

③ 審議会の指摘

(1) 有・無

(2) 具体的内容

④ 研究会の有無

(1) 有・無

(2) 研究会において具体的に指摘された主な内容

⑤ 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

(1) 有・無

(2) 具体的状況

「生活保護に関する行政評価・監視」(平成20年8月1日勧告)において、本事業の支援メニューの一つである「トライアル雇用」について、その活用実績が低調であること、就労支援ナビゲーターについて、その配置基準が明確でないこととの指摘を受ける。

⑥ 会計検査院による指摘

(1) 有・無

(2) 具体的内容

⑦ その他